



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

昨年度から県議会に、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（委員長・平岩純子県議【県民クラブ・大分市選出】）が設置され、私も委員として参加しています。委員会は毎月定期的に行われ、毎回、参考人からの意見と福祉保健部から感染状況の報告を受け、対策について協議しています。

6月の委員会では、「感染症等で困窮している方々の支援」として大分県社会福祉協議会の草野俊介会長から生活福祉資金の貸し付け状況や生活困窮者自立支援についてお話をお聞きしました。



7月の委員会では、「コロナ禍における生活様式や働き方の変化」について大分大学経済学部の小山敬靖・准教授から、若年層に生産性より関係性を重視する地方回帰の傾向が起きているというお話をお聞きしました。



7月の委員会では、「コロナ禍における生活様式や働き方の変化」について大分大学経済学部の小山敬靖・准教授から、若年層に生産性より関係性を重視する地方回帰の傾向が起きているというお話をお聞きしました。

8月の委員会では、「学校教育におけるコロナ禍の対応と今後の課題」について大分市立賀来小中学校の生野京子校長から、コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた学校現場の混乱や対策についてお話をされました。



感染拡大による突然の休校、卒業式や入学式の変更、学校再開後の感染対策など、今まで経験したことのない混乱に対応するために教職員一丸となって取り組んだことが報告されました。また、子どもたちの学力保障のためにデジタル機器を積極的に利用していることや、学校行事の精選や再構築を進めているとのことです。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会では、お招きした方々の御意見を参考に、県の政策に活かしていくよう提言をとりまとめています。



大分県の最低賃金854円に! ～最低賃金の動きを紹介～

8月、大分地方最低賃金審議会は、本県の最低賃金^{注3}を32円引き上げ、854円とするよう大分労働局へ答申しました。32円という引き上げは、時給で示すようになった2002（H14）年度以降で最大の引き上げ幅で、10月5日から適用される予定です。

この審議会に出席していた労働者代表委員である連合大分の藤本雅史事務局長を訪ねお話をお聞きしました。藤本事務局長は「九州の他県同様、目安を上回る額で一定の評価はできるものの、最低限の生活に必要な水準に届いておらず満足できる結果ではありません。これからも更なる賃上げが必要だと思います。」と話されていました。大分県の854



円は、900円の福岡県に次いで九州第2位の額で、九州の他県は全て853円となっています。人口減少や人材不足を解消するためにも、この九州第2位は大きな意味があると私は考えています。

その反面、経済団体などから、中小企業等にとって原材料や燃料費の高騰が続く中での賃上げは厳しいとの指摘もあります。大分県では、国の業務改善助成金や、事業者負担を軽減する県奨励金などの活用を促しながら、地場企業が賃金底上げに踏み出せる環境づくりに努めていくとしています。

(注3) 最低賃金

労働者の労働条件の改善を図ることを目的に、賃金の最低額を示すことが最低賃金法（1959年4月制定）で定められています。最低賃金は、審議会で業種別・職種別・地域別にそれぞれの実情に即した額が決定されます。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者・使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、従わない場合には労働基準法により罰則が定められています。